

平成29年度 平塚市美術館 博物館実習生受入について

平塚市美術館（以下、「当館」という）における博物館実習生は、博物館法第5条第1項第1号に該当する者とし、当館の活動に携わることを通して、体験的に学芸員の職務の理解に資することを目的とする。

1. 受入条件

- (1) 原則として、大学で美術に関わる領域を研究対象とする者。ただし、館長が特に承認した学生についてはこの限りではない。
- (2) 履歴書及び当館で課す課題を提出し、実習生としての資質を備えていると判断できる者。
- (3) 実習期間中、支障なく当館に通うことができる者。
- (4) 実習中の保険加入。対物、対人等の保険を含め、大学において加入する。

2. 募集定員

10名程度

3. 申込み

- (1) 提出物 ・履歴書 ・課題「実習を希望する理由」（A4版用紙に600字以内）
 ・返信用封筒（長3封筒に82円切手貼付）
- (2) 期 間 平成29年4月1日から4月20日まで（必着・郵送のみ受付）
- (3) 提出先 〒254-0073 平塚市西八幡1-3-3 平塚市美術館 博物館実習 係

4. 結果通知

当館は「1. 実習生の条件」より、条件に合致したか否かの通知を送付する。

条件に合致した旨の通知を受理した者は、平成29年5月20日（必着）までに博物館実習申請書等（各大学の様式で可）を提出すること。

5. 受入承諾通知

当館は博物館実習申請書を提出した者に対し、受入承諾書を送付する。

6. 実習概要

(1) 実習期間

平成29年5月から12月の間で、計14日間程度とする。

(2) 実習内容

展示撤去作業、講演会、彫刻洗浄、講義及びワークショップ実習等

(3) 評価

当館は実習の評価については、大学からの要請がある場合、段階評価（もしくはそれに類似する評価）のみを行う。

7. 修了証明書

当館は実習の全課程を修了した者に対し、修了証明書を送付する。

8. その他

体調不良により実習を欠席する際は、必ず事前に美術館に連絡をすること。その際、医療機関が発行した診断書を後日持参すること。診断書の提出が無い場合や本人都合での欠席・遅刻で美術館が正当な理由と認めない場合は、実習の修了を認めないものとする。

以 上